

生駒市規則第16号

生駒市会計課設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計課設置規則の一部を改正する規則

生駒市会計課設置規則（昭和46年11月生駒市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を削る。

第4条第3項を削る。

第5条第3項を削る。

第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

（職務代理）

第9条 会計管理者に事故があるときは、課長がその職務を代理する。

- 2 会計管理者及び課長ともに事故があるときは課課長が、会計管理者、課長及び課課長に事故があるときはあらかじめ会計管理者が指定する職員が、その職務を代理する。

（代決）

第10条 会計管理者不在のときは、課長がその事務を代決する。

- 2 会計管理者及び課長ともに不在のときは課課長が、会計管理者、課長及び課課長が不在のときはあらかじめ会計管理者が指定する職員が、その事務を代決する。
- 3 前2項の場合において、あらかじめその処理について特に指示を受けたもの又は緊急やむを得ないもののほか、重要な事項及び異例又は疑義のある事項は、代決してはならない。

4 第1項及び第2項の規定により代決した者は、施行後速やかに決裁責任者の後閲を受けなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。